

# 日本幼稚園協會規則

第一條 本會ハ幼兒教育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス  
 第二條 本會ハ日本幼稚園協會ト稱ス  
 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒教育  
 三雑志ナルモノトス  
 第四條 會員ハ會費トシテ一ヶ月金拾五錢ヲ醸出スヘシ。會員ハ無料ニ  
 テ本會發行雜誌ノ配布ヲ受ケ又本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルトキハ  
 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルトキハ  
 特ニ請ヒテ客員トナスコトアルヘシ  
 第六條 幼稚園ニ關係アルモノニシテ本會ノ事業ノ爲ニ特ニ盡力ヲ與  
 ヘラル、モノニ請ヒテ地方委員トナスコトアルヘシ  
 第七條 本會ハ毎年四月總會ヲ開キ、二月、六月、十月ノ第二土曜日ニ  
 例會ヲ開ク。但場合ニヨリ例會期日ヲ臨時變更シ又臨時休會スルコト  
 ナ得ス  
 第八條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ  
 一、幼兒教育ニ關スル研究及ビ調査  
 二、幼兒教育ニ關スル講演會及講習會ノ開催  
 三、雜誌發行(毎月一回)  
 四、幼兒教育ニ關スル圖書刊行  
 五、保姆就職及招聘ニ關スル仲介  
 六、其他本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件  
 第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク。  
 一、會長一名  
 二、幹事若干名  
 三、評議員若干名  
 四、會務主幹事長  
 五、會務主幹事長  
 六、會務主幹事長  
 七、會務主幹事長  
 八、會務主幹事長  
 九、會務主幹事長  
 十、會務主幹事長  
 十一、會務主幹事長  
 十二、會務主幹事長  
 十三、會務主幹事長  
 アルヘシ  
 此規則ハ總會出席會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラ  
 サレハ變更スルコトヲ得ス

## 加盟保育會

東京市保育會	京都保育會	大阪市保育會	神戶市保育會
靜岡縣保育會	名古屋保育會	香川縣保育會	福島縣保育會
吉備保育會			
湯原 元一	主幹 (イロハ順)	事務 (イロハ順)	
倉橋 惣三	評議員 (イロハ順)	吉田 熊次	池田 トヨ
井村 くに	坂井 内	小向 きみ	坂内 ミツ
土川 五郎	五郎	小高 つや	和田 實
折井 留枝	大和田 里よう	田中 ふさ	和田 くら
坂井 ふで	坂井 のぶ	下田 次郎	杉本 ふみ
岩谷 秀雄	望月 くに	日田 権一	安井 哲
戸野 周次郎	坪内 きく	宇式 かん	
大村 芳樹	波多野 貞之助	尾田 信忠	
棚橋源太郎	義	細川潤次郎	
野尻 精一	田中 敬一	谷本 富	
富士川 游	久留島 武彦	中島 力造	
雀部 顯宜	松本 亦太郎	松本 亦太郎	
篠田 利英	野上 俊夫	吉人	
秀三郎	福士末之助	小西 信八	
菅原 教造	澤柳政太郎	岸邊 通良	
東 基吉	馬上孝太郎	三島 一	
菅原	櫻井 光華	瀬川 昌書	